

令和3年第4回足寄町議会定例会議事録（第1号）

令和3年12月2日（火曜日）

◎出席議員（13名）

1番	多治見 亮 一 君	2番	高 道 洋 子 君
3番	進 藤 晴 子 君	4番	榊 原 深 雪 君
5番	田 利 正 文 君	6番	熊 澤 芳 潔 君
7番	高 橋 健 一 君	8番	川 上 修 一 君
9番	高 橋 秀 樹 君	10番	二 川 靖 君
11番	木 村 明 雄 君	12番	井 脇 昌 美 君
13番	吉 田 敏 男 君		

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足 寄 町 長	渡 辺 俊 一 君
足寄町教育委員会教育長	藤 代 和 昭 君
足寄町代表監査委員	川 村 浩 昭 君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副 町 長	丸 山 晃 徳 君
総 務 課 長	松 野 孝 君
福 祉 課 長	保 多 紀 江 君
住 民 課 長	佐々木 雅 宏 君
経 済 課 長	加 藤 勝 廣 君
建 設 課 長	増 田 徹 君
国民健康保険病院事務長	川 島 英 明 君
会 計 管 理 者	伊 藤 啓 二 君
消 防 課 長	大竹口 孝 幸 君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教 育 次 長	丸 山 一 人 君
---------	-----------

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会会長代理	阿 部 昇 君
農業委員会事務局長	山 田 弘 幸 君

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	横 田 晋 一 君
事 務 局 次 長	野 田 誠 君
総 務 担 当 主 査	中 鉢 武 志 君

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名＜P 3＞
- 日程第 2 会期の決定＜P 3～P 4＞
- 日程第 3 諸般の報告（議長）＜P 4＞
- 日程第 4 議案第 8 9 号 足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について（障害者地域生活支援センター）＜P 4＞
- 日程第 5 行政報告（町長・教育長）＜P 4～P 7＞
- 日程第 6 報告第 9 号 予定価格 1,000 万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について＜P 7＞
- 日程第 7 報告第 10 号 足寄町水道事業の業務に関する予定価格 1,000 万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について＜P 7＞
- 日程第 8 議案第 9 1 号 十勝圏複合事務組合規約の変更について＜P 7～P 8＞
- 日程第 9 議案第 9 2 号 足寄町国民健康保険条例の一部を改正する条例＜P 8～P 9＞
- 日程第 10 請願第 2 号 燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する請願書＜P 9＞

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

○議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。

ただいまから、令和3年第4回足寄町議会定例会を開会をいたします。

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

○議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、5番田利正文君、6番熊澤芳潔君を指名をいたします。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君）

12月1日に開催されました、第4回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日、12月2日から12月15日までの14日間とし、このうち3日から12日までの10日間は休会となります。

次に、審議予定について報告いたします。

本日、12月2日は、最初に議長の諸般の報告を行います。

次に、文教厚生常任委員会に付託し、閉会中の審査となっております議案第89号について、審査報告を受け審議を行います。

次に、町長から行政報告を受けます。

次に、教育長から行政報告を受けます。

次に、報告第9号から報告第10号までの報告を受けます。

次に、議案第91号から議案第92号までの提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

請願第2号については、総務産業常任委員会へ付託し、会期中の審査といたします。

13日は、一般質問などを行います。

14日以降の審議予定については、一般質問者の人数などにより流動的でありますので、今後の議会運営委員会において協議し、皆様に報告いたしますので、御了承願います。

なお、議案第93号から議案第99号までの補正予算案は、後日、提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

今定例会中に町長から追加議案が提出される予定ではありますが、提出されました際に、再度議会運営委員会で協議し、皆様に御報告いたしますので御了承願います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 会期決定の件

○議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から12月15日までの14日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月15日までの14日間に決定をいたしました。

なお、14日間のうち、3日から12日までの10日間は休会といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

よって、10日間は休会に決定をいたしました。

なお、今定例会における一般質問通告書の提出期限は、12月6日、月曜日の午後4時まででありますので、よろしくお願いをいたします。

◎ 諸般の報告

○議長(吉田敏男君) 日程第3 諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、印刷してお手元に配付のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

◎ 議案第89号

○議長(吉田敏男君) 日程第4 議案第89号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定についての件を議題といたします。

本件における文教厚生常任委員会委員長の報告は、別紙配付のとおりです。

本件における委員長の報告は、原案可決です。

これにて、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第89号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定についての件を採決をします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第89号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定についての件は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 行政報告

○議長(吉田敏男君) 日程第5 行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長 渡辺俊一君。

○町長(渡辺俊一君) 議長のお許しを頂きましたので、2件の行政報告を申し上げます。

まず、令和3年9月7日開会の第3回足寄町議会定例会で新型コロナウイルス感染症に対する本町の取組について行政報告していたところですが、その後の対策状況について御報告いたします。

令和3年8月25日、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い政府から緊急事態宣言が北海道に発出されたことから、本町においても8月27日から町内各施設の休館などの対応を実施しましたが、10月1日に宣言が解除となったため、引き続き基本的な感染予防を徹底した上で各施設の利用を再開しました。

次に、新型コロナワクチンの接種状況についてですが、国のワクチン接種記録システムに入力されたデータによりますと、令和3年1月1日の住民基本台帳人口の接種対象人口に対する11月28日現在の本町の接種率は、1回接種済みは88.78%、2回接種済みは87.55%となっております。

本町における集中的にワクチンを接種する期間は9月までの設定でしたが、事情に

より期間内に接種を完了していない方や9月以降に12歳の誕生日を迎える方の接種については、国民健康保険病院において土曜日に接種日を設定して対応しており、接種を希望する方全員が接種できるよう体制を整えております。

また、国は2回目接種後8か月を経過した18歳以上の追加接種希望者に対して3回目の接種を行うこととしていることから、本町においても現在予約方法等の検討を行っており、今後追加接種実施に向け、町内医療機関と詳細について協議を行っていきます。

現段階では、令和4年1月に医療従事者等への接種を開始し、その後高齢者施設等入所者等への接種を行い、次に一般高齢者への接種を順次開始する予定で、ワクチンの供給状況を確認しながら、円滑な接種ができるよう体制を整備してまいります。なお、事業実施に必要な来年3月分までの経費につきまして、本定例会に補正予算をお願いしております。

次に、商工振興対策について御報告いたします。

例年、夏から秋にかけては観光業の繁忙期であります。今年度は緊急事態宣言や外出自粛等により、町内の観光関連事業者の売上に大きな影響がありました。10月以降、人流に関しては回復の兆しはありますが、冬の閑散期を迎え、年間の売上の挽回は困難な状況であることから、事業継続に必要な経費を支援することとし、本定例会に観光事業者事業継続緊急支援金500万円の補正予算を提案させていただきました。事業内容といたしましては、主に旅行者に対して通年でお土産や飲食を提供している事業者、温泉宿泊業者、さらに北海道の営業時間短縮に係る協力支援金の対象とならない酒類小売事業者に対して支援を行います。

また、アフターコロナの観光振興を目的に、雌阿寒オンネトー地区を中心とした観

光活性化調査業務の委託料の補正予算を計上しております。

そのほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援するため、現在国において、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給を予定していることから、本定例会において予算の追加提案をお願いする予定です。

今後におきましては、国の補正予算等による新たなコロナ対策事業等の実施も見込まれ、また、長引く外出自粛や休業要請等により事業継続に困っている事業者への支援等について、引き続き町内関係団体や金融機関等とも情報交換を行い、議会の議決を頂く時間的余裕がない場合においては、専決処分により対応させていただきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、本町における新型コロナウイルス感染症に対する取組について御報告いたしました。今後におきましても、国や北海道など関係機関との連携を密にし、感染拡大防止の徹底と地域経済への影響を最小限とすべく、全力で取り組んでまいりますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。御報告といたします。

次に、令和3年第1回定例会及び令和3年9月の決算審査特別委員会で御質問のありました、今後の里見が丘公園フラワー園地の在り方について、専門業者による土壌等の環境調査や維持管理上の課題検証の結果に基づき御報告いたします。

本来、芝桜は植栽後3年目までに根を定着し安定させる必要がありますが、里見が丘公園フラワー園地の芝桜については、平成25年、26年に造成工事を実施した後、平成26年秋の大雨や平成27年春の雪解けの際に流され、大部分の芝桜が未定着となりました。

また、残った芝桜は人力による除草、肥料散布、根切り、土補充を中心に維持管理を行い、平成25年、26年に植栽された

芝桜の成長を待つこととしておりましたが、日照、土壌、維持管理などの問題から、芝桜が成長し密集する状況には至りませんでした。

今年度実施したフラワー園地内の環境調査は、芝桜の生育状況などから園地内を5つのエリアに分けて、環境観察、土壌、芝桜の生育、管理状況などについて調査を行いました。

その結果、芝桜の生育を阻む要因としては、一部に酸性土壌が強いエリアが見受けられたことや、土壌の水はけが悪く流水に弱い土壌であったことなどから、コケや雑草に負け、根が定着しにくい環境であることが判明いたしました。

その対応策としては、土壌の水はけの改善、水分や湿度の改善、急傾斜部における表土の流出対策、また、土壌改良や除草対策を行い、芝桜の生育に適した環境にしていく必要があります。

今年度は芝桜が生き残っている範囲で、移植、補植、排水改良、除草などの維持管理を行った結果、10月の段階で芝桜が順調に生育していることが確認されました。今後は新たな整備は行わず、現在の維持管理方法を継続して行っていきたいと考えております。

今後のフラワー園地の在り方については、生き残っている芝桜やコケ、植物の定着状況等を踏まえ、これまでの観光・集客施設としての位置づけから、芝桜だけでなく、現地に生育する桜やツツジ、珍しいコケ等を観察できる緑地公園として、里見が丘公園の散策コースなど様々な活動ができる町民の憩いの場・レクリエーションの場への移行を進めたいと考えております。

今後も、今回の検証結果をベースに、適切な維持管理を行いたいと考えておりますので、一層の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げ、御報告といたします。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 次に、教育委員会から教育行政報告の申出がありましたので、これを許します。

教育長 藤代和昭君。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） 議長のお許しを頂きましたので、教育委員会から学校給食費の値上げについて御報告いたします。

近年食料価格が値上がり傾向にあり、中でも特に大豆や小麦に代表される輸入穀物の価格が高騰しています。さらに、輸送コストも上昇していることから、粉・糖・油など加工食品主原料や、牛乳をはじめとする乳製品など、あらゆる食材が大幅に値上げしており、給食費に及ぼす影響が非常に大きくなってきました。

このような状況の中、本町の給食提供にはできる限り国産、道産原材料を使用し、最大の注意を払って子供たちへの食の安心・安全に努めてまいりました。

しかし、本町の給食費は平成21年度に世界的な原油価格の高騰を起因とする物価上昇を理由として見直しして以来、現在までの13年間値上げが行われていない状況にあります。平成26年に消費税が5%から8%に引き上げられたときも、上昇分の3%を町で負担してきました。

食材価格の上昇に対処するため、栄養価に配慮しつつ安価な食材に切り替えるなどの工夫に努めてきましたが、現状の1食当たり小学生217円、中学生265円、高校生225円では、安定的、継続的に給食を提供することが困難な状況になってまいりました。

このため、去る10月19日に開催されました学校給食センター運営委員会に対し、1食当たりの給食費を小学校は24円値上げして241円に、中学生は29円値上げして294円に、高校生は24円値上げして249円にそれぞれ改定することについて諮問したところ、令和4年度より給食費を値上げすることについて全会一致で

妥当と判断する旨の答申を頂きました。

これを受け、11月19日に開催されました教育委員会において、給食費の値上げに関し承認を受けたところでございます。

令和4年度からの値上げに伴い、国産、道産及び地場産品をより多く使用し、児童・生徒に対する給食の質や必要なカロリーを確保するとともに、安全・安心な給食の提供と食育の指導に努めてまいります。

なお、平成27年から実施の足寄町学校給食費無償化事業補助金により、引き続き給食費の保護者負担はありません。

以上、給食費の値上げについて御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

○議長（吉田敏男君） これで、行政報告を終わります。

◎ 報告第9号

○議長（吉田敏男君） 日程第6 報告第9号予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） 議案書の1ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、報告第9号予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

足寄町議会総合条例第12条第1項の規定により、次のとおり御報告するものでございます。

令和3年8月25日から令和3年11月11日までの間で、足寄町議会総合条例第12条第1項第1号の規定により御報告する工事又は製造の請負は、2ページに添付してございます別紙のとおり4件でございます。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これにて、報告を終わります。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

◎ 報告第10号

○議長（吉田敏男君） 日程第7 報告第10号足寄町水道事業の業務に関する予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

建設課長 増田 徹君。

○建設課長（増田 徹君） 議案書3ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、報告第10号足寄町水道事業の業務に関する予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

足寄町議会総合条例第12条第1項の規定により、次のとおり報告するものでございます。

令和3年8月25日から令和3年11月11日までの間で、足寄町議会総合条例第12条第1項第2号により報告する工事又は製造の請負上水道事業会計分は、4ページにございます別紙のとおり1件でございます。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

◎ 議案第91号

○議長（吉田敏男君） 日程第8 議案第91号十勝圏複合事務組合理約の変更についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 佐々木雅宏君。

○住民課長（佐々木雅宏君） 議案書5ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議案第91号十勝圏複合事務組合理約の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

十勝圏複合事務組合は十勝総合振興局内にある1市16町2村で構成される特別地方公共団体で、地方自治法に基づく一部事務組合となります。広域振興、高等看護学院といった広域業務の処理のため発足いたしました。これとは別に1市7町村でし尿、ごみ処理最終処分場の設置、管理運営に関して、昭和59年に複合事務組合が組織されておりました。その後、構成町村を増やしながら平成9年4月に十勝環境複合事務組合と名称を変更し、さらに平成30年4月に十勝圏複合事務組合と十勝環境複合事務組合が統合して、現在に至っているところでございます。

ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務につきましては、令和3年4月1日現在、1市14町村が組合に加入しており、本町も平成31年4月から加入しているところでございます。

このたびの規約の変更は、広尾町、大樹町、幕別町忠類地区は南十勝複合事務組合を組織しております。独自にごみ処理を行っているところですが、南十勝複合事務組合を構成する幕別町忠類地区について、幕別町が十勝圏複合事務組合を構成する市町村と忠類地区の全てのごみをクリンセ

ンターに搬入することについて協議を行い、その協議が整ったことから令和4年4月1日から幕別町全地域のごみをクリンセンターに搬入するため、組合理約の変更を行う必要があります。地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を経ようとするものでございます。

変更の内容は、第3条表（6）ごみ処理施設の最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務の項中、幕別町に続く文言「（旧忠類村地域は除く。）」を削るものでございます。

附則におきましては、この規約は令和4年4月1日から施行することとしております。

なお、議案書6ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

以上で提案理由の説明とさせていただきますので、何とぞ御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第91号十勝圏複合事務組合理約の変更についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第91号十勝圏複合事務組合規約の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第92号

○議長（吉田敏男君） 日程第9 議案第92号足寄町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 佐々木雅宏君。

○住民課長（佐々木雅宏君） お手元の議案書7ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議案第92号足寄町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書7ページ右側新旧対照表を御覧願います。

このたびの改正は、出産育児一時金の支給に関する改正で、現行の条例では国民健康保険の被保険者が出産したとき、1件の出産につき一時金40万4,000円に加えて、産科医療補償制度に加入している医療機関で出産した場合について、その掛金として3万円を上限とする金額を加算した額を支給することとしております。

本町ではその掛金について、国民健康保険条例施行規則で1万6,000円と規定し、これまで出産育児一時金として産科医療補償制度加入医療機関で出産した場合、40万4,000円と1万6,000円の合計42万円を支給していたところでございます。

令和4年1月1日から、産科医療補償制度の掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられることになり、国では少子化対策の重要性に鑑みて、出産育児一時金の総額は維持すべきとして、令和3年8月4日に健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令222号）が

公布され、産科医療補償制度の掛金の引下げによる影響が出ないように、出産育児一時金の額を40万4,000円から40万8,000円に改正したことから、本町においても国の政令改正と同じ金額とすべく、国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

附則について、この条例の施行は令和4年1月1日からとしており、これ以降の出産については改正後の金額が適用され、経過措置として令和3年中の出産につきましては、従前の例によるものとされております。

また、本条例改正後、本町の国民健康保険条例施行規則で定める産科医療補償制度に加入している医療機関での出産についての掛金を1件につき1万6,000円から1万2,000円に改正する予定としておりますことを申し添えます。

以上、本条例の改正に関する提案理由の説明とさせていただきますので、何とぞ御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第92号足寄町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛

成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第92号足寄町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 請願第2号

○議長(吉田敏男君) 日程第10 請願第2号燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する請願書の件を議題とします。

ただいま議題となっております、請願第2号燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する請願書の件は、総務産業常任委員会に付託をし、会期中の審査にすることにしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する請願書の件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査にすることに決定をいたしました。

◎ 散会宣告

○議長(吉田敏男君) 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。

次回の会議は、12月13日、午前10時より開会をいたします。

大変御苦労さまでございます。

午前10時39分 散会

令和3年第4回足寄町議会定例会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足 寄 町 議 会 議 長

足 寄 町 議 会 議 員

足 寄 町 議 会 議 員